

## ゆめの里和田訪問看護ステーション 指定(介護予防)訪問看護事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人ジェイエー長野会が開設するゆめの里和田訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定(介護予防)訪問看護の事業(以下「事業」)の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、健康保険法、介護保険法等関係法令に基づき利用者に対し、適切な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 地域の保健・医療・福祉サービスの提供機関との密接な連携のもとに、要支援者、要介護者等の多様なニーズに対応した訪問看護、健康相談を行う。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりです。

1. 名称 ゆめの里和田訪問看護ステーション
2. 所在地 松本市大字和田2240-33

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に配置する職種、員数及び職務内容は、次のとおりです。

#### (1) 管理者：1名

- ① 専らその職務に従事する常勤の管理者を1名配置する。ただし、本事業の管理上支障がない場合は他の職務と兼務することができる。
- ② 管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、本規程を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならない。

#### (2) 訪問看護師：看護師常勤換算2.5名以上

- ① 医師の指示に基づき訪問看護計画書及び報告書を作成し、事業を実施する。

#### (3) 事務員：1名

- ① 必要な事務を行う。

2 業務の状況に応じて、職員数は増減する。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

#### (1) 営業日 月曜日～金曜日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める日及び12月30日、31日、1月1日から3日を休業日とする。

#### (2) 営業時間

- ① 8時30分～午後5時30分

上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (事業の提供方法)

第6条 事業の提供方法は次のとおりとする。

(1) ケアマネージャーのケアプランに基づいて、サービスを提供する。

(2) 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者は、主治医に申し出て、主治医がステーションに交付する訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。

### (事業の内容)

第7条 事業の内容はおおむね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 健康状態の観察(病状の観察、血圧・体温・呼吸の測定、健康チェック)
- (2) 日常生活の看護(体の清拭・入浴、排泄、食事など)

- (3) 医師の指示による医療処置（カテーテルの管理、床ずれの処置など）
- (4) リハビリテーション（寝たきりの予防・拘縮や機能回復等）
- (5) 療養生活や介護方法の相談
- (6) 生活環境の調整と社会資源の活用相談
- (7) 認知症の看護と介護相談
- (8) 終末期の看護（介護予防訪は除く）

（利用料等その他の費用の額）

第8条 法定代理受領サービスに該当する事業を提供した際の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額又は介護予防サービス費用基準額から当事業者に支払われる居宅介護サービス費又は介護予防サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
- 3 通常の事業の実施地域以外地域において事業を提供した際には、利用者からそれに要した交通費を受けることができる。この場合の交通費は実費とし自動車を使用した場合は、片道1km当たり37円を乗じた額とする。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者に対し、支払を同意する旨の文書に記名押印を受けものとする。

尚、保険給付以外の費用は実費とする。

- ①エンゼルケア料 5,000円

（通常の事業の実施地域）

第9条 事業の実施地域は、松本市（四賀、奈川、安曇を除く）、山形村とする。

（緊急時の対応）

第10条 訪問看護師等は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに速やかに主治の医師へ連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、指定訪問看護の提供が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。
- 4 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の提供が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び委員会の設置・定期的開催
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための指針の整備
- (6) 虐待が疑われるときは速やかに市町村に通報し調査に協力する

(身体拘束等)

第13条 事業者は、利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」を行わない。

2 事業者は、前項により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動の制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分な説明を行う。この場合、家族に十分説明し同意を得る。またサービスの提供記録にその内容を記載する。

3 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備

(2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(設備及び備品など)

第14条 事業の運営を行うために、必要な広さの専用区画を設けるとともに、事業の提供に必要な設備及び備品等を備えるものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第15条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、訪問看護師等の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書で同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第16条 事業所は、正当な理由なく事業の提供を拒むことはできない。

(サービス提供困難時の対応)

第17条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者（以下、「(介護予防支援)居宅介護支援事業者」という。)介護への連絡、適当な他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第18条 事業の提供に当たっては、その者の提示する被保険者証、マイナンバーカードによって被保険者資格、要介護認定等などの有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、同意見に配慮して、事業を提供するよう努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第19条 事業の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行なうものとする。

2 (介護予防支援)居宅介護支援事業者が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第20条 事業の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心理の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第21条 事業を提供するに当たっては、(介護予防支援)居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

2 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る(介護予防支援)居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第 22 条 事業の提供の開始に際し、居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）が作成されていない場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画等の作成を（介護予防支援）居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届けること等により、事業の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、（介護予防支援）居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第 23 条 事業の提供に際し、居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画に沿った事業を提供するものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第 24 条 利用者が居宅サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る（介護予防支援）居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(身分を証する書類の携行)

第 25 条 訪問看護師等は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 26 条 事業を提供した際には、当該指定事業の提供日及び内容、当該指定事業について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 27 条 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 28 条 事業所は、事業を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに事業の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(訪問看護師等の資質向上)

第 29 条 事業所は、訪問看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

(衛生管理等)

第 30 条 訪問看護師等の清潔の保持や健康状態の管理のために、採用時、採用後は毎年 1 回は健康診断を受けさせる。

- 2 当事業所は、感染予防のため設備及び備品について、衛生的な管理を行うものとする。
- 3 サービスの提供を行なう訪問看護師等は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から身を守るため、設備及び備品等について衛生的な管理に務めるものとする。
- 4 訪問看護師等は、1 日のサービス実施前に健康状態等管理者に報告し、サービスに従事することの可否について判断を仰ぐものとする。
- 5 感染症の予防及びまん延防止のための対策検討委員会の設置・定期開催

6 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的実施

7 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(揭示)

第 31 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 32 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第 33 条 事業所について広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものにならないよう十分配慮して行うものとする。

((介護予防支援) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 34 条 (介護予防支援) 居宅介護支援事業者又はその職員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益供与を禁止するものとする。

(苦情処理)

第 35 条 自ら提供した事業に係る利用者からの苦情には、苦情受付に係る所定用紙を設け、敏速かつ適切に対応するものとする。

2 提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第 36 条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(会計の区分)

第 37 条 事業の会計は、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第 38 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第39 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ジェイエー長野会統括本部長(以下「本部長」いう。)と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

(規程の改廃)

7 ゆめの里和田指定訪問看護事業運営規程

第40条 この規程の改廃は、本部長がこれを定める。

附 則

1. この規程は、令和8年4月1日から施行する。